

Q938. 法定休日を含む2日にまたがる勤務をした場合の残業代（割増賃金）の考え方について教えてください。

1 土曜日から日曜日（法定休日）にまたがる勤務をした場合

土曜日の午後2時から午後10時までの8時間勤務し、その後も勤務を継続し法定休日である日曜日の午前5時まで勤務した場合を考えてみます。

土曜日の午後2時から午後12時までは法定休日ではありませんので、午後2時から午後10時までの8時間は通常の労働日の労働時間として扱います。午後10時から午後12時までの2時間は、時間外労働時間及び深夜労働時間になりますので、時間外割増賃金及び深夜割増賃金の支払義務が生じます。

次に、法定休日は暦日（0時～24時）で判断されることから、日曜日（法定休日）の午前0時から午前5時までの時間は休日労働時間及び深夜労働時間となりますので、休日割増賃金及び深夜割増賃金の支払義務が生じます。

2 日曜日（法定休日）から月曜日にまたがる勤務をした場合

日曜日の午後2時から午後10時までの8時間勤務し、その後も勤務を継続し法定休日ではない月曜日の午前5時まで勤務した場合を考えてみます。

法定休日は暦日（0時～24時）で判断されることから、日曜日の午後2時から午後12時までは休日労働時間となりますので、休日割増賃金の支払義務が生じます。午後10時から午後12時までの2時間は、休日労働時間及び深夜労働時間となりますので、休日割増賃金及び深夜割増賃金の支払義務が生じます。

次に、月曜日の午前0時から午前5時までは法定休日ではない通常の労働日の労働時間となりますが、1日の労働時間が8時間を超えていますので時間外労働時間及び深夜労働時間となり、時間外割増賃金及び深夜割増賃金の支払義務が生じます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成